

議会改革推進会議会議録

平成25年2月19日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成25年2月19日(火) 午後1時30分～午後2時03分
- 2 開催場所 第2・3委員会室
- 3 出席委員
会 長 櫻井清蔵
副 会 長 前田 稔
西川憲行 高島 真 新 秀隆
尾崎邦洋 中崎孝彦 豊田恵理
福沢美由紀 森 美和子 鈴木達夫
岡本公秀 伊藤彦太郎 前田耕一
中村嘉孝 宮崎勝郎 片岡武男
宮村和典 服部孝規 小坂直親
竹井道男 大井捷夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村 大 山川美香
新山 さおり
- 6 案 件 1 地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について
2 その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時30分 開会

○会長（櫻井清蔵君） 臨時会、どうもご苦労さまでございました。皆さんのご協力で、円滑に進めることができました、ありがとうございます。

それでは、ただいまから議会改革推進会議を開会させていただきます。

本日の案件は、お手元に配付させていただいたんですけれど、多数ございます。

まず第1に、地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正についてでございますけれども、このたび地方自治法の改正によりまして、事項書に記載のとおり、①で委員会条例の一部改正、②で会議規則の一部改正、③で政務調査費の交付に関する条例の一部改正、④で議会基本条例の一部改正が必要となり、昨日の検討部会において確認していただいておりますが、3月定例会に上程するため、本日、皆様にも確認していただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、それぞれの改正内容について、事務局から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） それでは、お手元のほうには、昨日の検討部会と同じ資料が置かせていただいておりますけれども、今回は改正文とか、それから新旧対照表につきましては、また後ほどごらんになっていただきたいと思っておりますので、改正の考え方と概要について、ご説明したいと思っております。

まず亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、制定・改廃の背景と趣旨をごらんいただきたいと思っております。

読ませていただきたいと思っております。

地方自治法の一部を改正する法律により、地方議会の運営の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任する改正が行われたことにより、本条例について所要の改正を行います。

また、平成25年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、各常任委員会の所管を変更するため、本条例について所要の改正を行います。

改正内容といたしましては、2番の（1）ですけれども、地方自治法の一部改正に伴うものとしたしまして、第2条に、アの、議員は、少なくとも1の常任委員になることを規定します。それから、第6条のほうに、イでございますけれども、特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議される間在任することを規定します。ウといたしまして、第8条ですけれども、常任委員、議会運営委員、特別委員の選任について、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任するものとしますということで、この3点につきましては、地方自治法の改正により地方自治法の規定がなくなりましたことから、当市の条例に規定するものでございます。

それから、（2）ですけれども、これは4月1日の組織・機構改革に伴います改正でございます。

委員会の所管を次のとおりとしますといたしまして、総務委員会には、企画総務部、財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価委員会及び監査委員、それから他の常任委員会の所管に属しないこととしております。それから、教育民生委員会の所管といたしましては、市民文化部、健康福祉部、医療センター、教育委員会の所管に関することとしております。それから、産業建設委員会といたしましては、環境産業部、建設部、農業委員会の所管に関することとしており

ます。

また、この施行日につきましては、地方自治法に関します関係の（１）につきましては平成２５年３月１日といたしております、機構改革に伴います（２）につきましては平成２５年４月１日としております。

続きまして、亀山市議会会議規則の一部を改正する規則をごらんいただきたいと思います。

これにつきましても、趣旨と、それから内容について、ご説明いたしたいと思います。

まず、制定・改廃の背景と趣旨ですけれども、亀山市議会基本条例第８条では、委員会においては、地方自治法で定める公聴会制度や参考人制度を活用して、市民の専門的または政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるということが規定されています。

地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから、市議会の本会議においてもこの制度を導入し、さらに開かれた議会を目指していくため、本規則について所要の改正を行うものです。

それから、改正内容につきましては、（１）から（７）につきましては公聴会とか、それから参考人の出席を求めるときの手続を定めております。

まず、第７６条に、会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、必要な事項を公示することとしますとしております。

それから、第７７条に、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならないこととします。

それから、第７８条関係におきましては、公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等の決定方法について規定をしております。

それから、第７９条には、公述人の発言方法等について規定をしております。

それから、第８０条には、議員と公述人の質疑は、議員が公述人に対してのみ質疑できることとしております。

それから、第８１条には、代理人や文書による意見の陳述は、原則としてできないこととしております。

それから、第８２条には、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、必要な事項を通知しなければならないこととし、参考人に係る発言、質疑及び意見陳述は、公述人に準じるとしております。

それから、（８）につきましては、地方自治法第１００条第１２項に規定をします「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として、現在は全員協議会と正副委員長会議、それから常任委員会協議会がこの協議を行う場として設けられておりますけれども、これに議会改革推進会議及び検討部会、それから後ほどご説明をいたしますけれども、広聴広報委員会を別途設けることとしておまして、これを別表に加えております。

この施行日につきましては、地方自治法に関しますものにつきましては平成２５年３月１日、それから、（８）につきましては平成２５年４月１日としております。

続きまして、亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと思います。

まず、制定・改廃の背景と趣旨でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律により、

「政務調査費」が「政務活動費」に名称変更され、その交付目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とされるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないこと、その使途の透明性の確保に努めることが地方自治法で新たに規定されたため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、条例の規定中の政務調査費を政務活動費に全て改めます。

それから、政務活動費の目的は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」としております。これは第1条関係です。

それから、第5条と別表に政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めております。

それから第11条に、議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとしております。

この政務活動費の範囲ですけれども、これにつきましては、新旧対照表の最終ページをごらんいただきたいと思っております。

最終ページに別表（第5条関係）といたしまして、ここにあらわしておりますのが政務活動費の使用できる範囲でございます。

項目のところに、調査研究費、それから研修費、広聴広報費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費の項目を上げております。

今回の自治法の改正で、陳情・要請というものが認められまして、前回の議員研修会でも説明があったんですけれども、これにつきましては、もっと十分な議論といえますか、陳情・要請をする場合の運用とか、そういう細かいものをもっと決めていく必要がありますことから、今回におきましては、これは代表者会議または検討部会の議論によりまして、今の時点では省いております。そして、それが本当に必要となったときには、その運用方法を議論いただきまして、改めて条例を改正するというふうに考えております。

また背景と趣旨のほうへ戻っていただきまして、これの施行日は平成25年3月1日といたします。その経過措置といたしまして、（2）ですけれども、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に改正前の条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例によることとしております。

これにつきましては、今現在、各議員にお渡ししております政務調査費につきましては、4月に交付決定を受けておりますので、この経過措置によりまして、3月1日までは政務調査費として使っていただくということになっております。

続きまして、亀山市議会基本条例の一部を改正する条例をごらんいただきたいと思っております。

制定・改廃の背景と趣旨でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったこと及び政務調査費の名称が政務活動費に改められたことから、本条例について所要の改正を行うものです。

また、議員の定数改正の提案の方針等について、より明確にするため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、目次と、それから第6章の章名、それから第15条にあります政務調査費を政務活動費に改めております。

それから第8条に、先ほども会議規則に改めて加えましたことですけれども、議会の討議への市民参画のため、本会議においても公聴会制度及び参考人制度を活用することを規定いたしました。

それから、第17条関係でございますけれども、これにつきましては議員定数の規定を第18条にあります議員報酬の規定と同じような形にするということで、現在は2つの項に分かれておりましたが、それを1本にしております。議員の定数の改正を提案するに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会または議員が提案するものとしております。

内容につきましては、現在の第17条と特には変わりません。

この施行日につきましては、(1)につきましては平成25年3月1日から、(2)及び(3)につきましては平成25年4月1日としております。

○会長（櫻井清蔵君） どうもありがとうございました。

ただいま説明をいただきました改正内容について、何か確認や、室長さんに聞きたいことがございましたら、発言のほうをお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤彦太郎君） 委員会条例の一部改正の件なんですけれども、ちょっと確認したいんですけども、地方自治法の改正云々もあるんですけども、議員は少なくとも1つの常任委員になることを規定するとあるんですけども、これは以前より、議長は常任委員会を辞職して外れるとかいう話もありましたけれども、そういうふうな話は、今回、どうやったのかなと思ひまして、もともと無理な話だったのか、どうやったのかという。

2つの委員会に所属するのはちょっと難しいというようなことは、前の議運の視察でもそんな話が出ておったんですけど、1の委員会に属するというのは、実情としてどうなのかというのがちょっと気になっているというのが1点と、もう1つは、今回の定数削減で、次の選挙から、たちまちこれ、今8、7、7なんですけど、これは多分もうちょっと減るわけですけども、この辺、常任委員会を3から2にするというような話もちらっと出ておったような気もしますけど、その辺の話、今から何か見通しがあるかなとか、その辺ちょっとあればお聞きしたいなと、その点聞きたいなと思ひますけど。

○会長（櫻井清蔵君） 今、かねてから水野さんが議長になられたときに、議長になったら常任委員会を辞職したらどうやという話があったんですけども、それからずっと、大井議長、小坂議長、私とやっておりますけれども、ちょっと申しわけないですけど、この間の部会のときはちょうど私東京へ陳情へ行ってございまして、東京で会議がありましたもので、部会長さんからちょっとお願いします。

○部会長（竹井道男君） 今の議長の扱いについては、今回は全く議論は進めておりません。完全に地方自治法に係る部分だけですので、地方自治法から削られたところを新しく条例にうたい込むと。だから、簡単に言えば、法からの内容をそっくり市議会の条例にうたい込んだという形です。ですから、議長の扱いについては今回、その対象になっていないです。

それと、18名に定数減になった後の対応については、これは議長と相談が要りますけど、多分今期中、私たちの任期中にはどんな形にするのか、きっちりつくっておかないと、選挙後、即ち委員会がありますので、それがどこの場でやるかはちょっと別にしても、この任期中ですね。そこまではどういう形にするのか、その議論は要ると思うんですけど、それは今回では全く議論はしておりません。それだけです。

○会長（櫻井清蔵君） 伊藤委員。

○委員（伊藤彦太郎君） 多分、僕もそうなんだろうなと思いましたが、たちまち問題になることじゃないと思いますけれども、今後の見通しを聞きたかったということで、聞かせていただきました。ありがとうございました。

○会長（櫻井清蔵君） そのようなご意見を賜りましたもので、部会長さんといろいろと、今後、この私たちの任期中に、あと1年10カ月だと思いますけれども、その間に、この定数削減というのはもう決まっておりますので、そのことについては1年10カ月の間に結論を出させていただいて、皆さん方にお示しさせていただくということで、また部会長さんと議論させてもらうて、また部会等で討議していただいて、皆さん方にお示しさせていただくような運びにさせていただきますので、少し時間を下さい。お願いします。

ほかに何かございませんか。

小坂委員。

○委員（小坂直親君） ちょっとよくわからんけど、政務調査費が今回の自治法の改正によって政務活動費になったんですけど、今度の自治法の改正の中身の目玉は、それは確かに調査研究費が大きく中身が変わったのと、あとは陳情が目玉になっておるということで、この間、我々九州へ行ったときも、この政務活動費の大きな趣旨、それから活動の中身について、項目の中に陳情活動費が入っておったんですけど、確かに講師のほうからも陳情についての中身が非常に難しいと、判断が、これは議長がするわけですけども、判断が難しいという話は聞いておったんですけど、検討部会でどんな議論がされて削除されたのか。

今回の目玉に入っておることは、活動中の大きく変わった中に、調査研究費の中に陳情項目というのは大きな目玉として大きく変わった内容になっておる。その大きく変わった内容は、確かに難しい問題というのは聞いておるんですけど、どんな議論があったのかだけをちょっとお聞きしたい。

○会長（櫻井清蔵君） 竹井部会長。

○部会長（竹井道男君） なぜ入れないのかというふうな議論もありまして、今回、先ほど臼井室長からも説明があったように、一旦留保にされておりますので、もう少し様子を見ようかということになりました。

あと、多くの市が入れているというようなご説明をしていただいたんですけど、代表者会議の中では一旦留保されておりますので、今後、様子を見ながら、必要があれば議論に上げていくということの確認はいたしました。ですから、入れないということじゃなくて、他市の状況を見ながら、必要があれば入れようかと。

ただ、個人的に、今後事務局とも詰めようかと思っておりますけど、陳情・要望というものが会派の要望の重みと、それであれば議会全体で決めて、また議長が行くなり委員会で決議するなり、意見書を送るなり、さまざまな手法を持っておりますので、その辺も含めて、少し議会からの陳情・要望の内容も精査が要るかなと。

それと、政党を名乗っている会派もありますし、それから少し混在、公認の候補者がおられて混在している会派もあるし、全く無所属の会派もありますので、そういうところのすみ分けといったようなものも、今後議論も必要かなというふうには思っておりますので、もうちょっと時間をいただいて、他市のそういう例も調査しながら、会派のほうからも議論せよということであれば、また議長のほう

にお申し出いただいて、議論を進めていこうと、そんなふうな説明をさせていただきました。

○会長（櫻井清蔵君） 小坂委員。

○委員（小坂直親君） この間、私たちが研修に行ったときには、やはりその陳情先が難しいと。本来行政がやるべきものかというのが、結果的にはやっぱり市民に対して議会がという、直結するものやと、行政がやることを議会が会派でやるとか党派でやるというのはおかしいという、大変判断が難しいという講師の話だったので、確かに早急にというのは難しいと思うんですけど、今後状況を見て、また考えていただければというふうに思います。

○会長（櫻井清蔵君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長（櫻井清蔵君） ご質問もないようですので、なければ、このような改正内容で、あす2月20日、議会運営委員会に諮っていただき、議員提出議案として上程していただきますので、よろしく願いいたします。

次に、⑤についてでございますけれども、広聴広報委員会規程の制定ということでございますけれども、これにつきましては、先ほどの会議規則において、正式な会議に位置づけることにより、規程として制定するものであります。

制定内容について、事務局から説明をしていただきますので、よろしく申し上げます。

どうぞ、臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） 現在、広聴広報委員会は任意の委員会としておりますので、これを公共性を担保するという意味からも正式な委員会にすること、それから所掌事務について明確にしておくということから、今回規程を作成いたしました。

所掌事務につきましては、これは第2条ですけれども、市民の多様な意見の集約に関すること、それから「かめやま市議会だより」に関すること、ケーブルテレビまたはホームページを活用した広聴広報に関すること、それから議会のホームページに関すること、議会と市民との意見交換会の開催に関すること、その他議会の広聴及び広報に関することとしております。

それから、組織といたしまして、委員会は、次の者で組織するとしておりまして、副議長、それから議会運営委員会の委員長、これを新たに入れております。今までは、議会運営委員会のうち、（3）ですけれども、各会派から選出された議員1人になっておりましたけれども、新たにここに議運の委員長さんを入れております。それから、会派所属議員2人の会派から選出された議員1人というふうにしております。以上です。

○会長（櫻井清蔵君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきましたけれども、制定内容について、何か確認したいことがございましたら、順次ご発言をお願いいたします。

どうぞ、伊藤委員。

○委員（伊藤彦太郎君） この各委員会の組織の内容ですけれども、これを見る限りでは4人で組織するように見えるんですけど、どうなんでしょう。

○会長（櫻井清蔵君） もう一遍、言ってください。

○委員（伊藤彦太郎君） 副議長1名ですね。議会運営委員長1名ですね。議会運営委員のうち、各会派から選出された議員が1名で、会派所属議員2人の会派から選出された議員が1名で、1足す1

足す1足す1で4なんですよ、この書き方だと。そうしか見えないんですけど、どうなんかなと。

○会長（櫻井清蔵君） 臼井室長、どうぞ。

○議会議務局員（臼井尚美君） 1番、2番は当然お1人ですけれども、3番は各会派それぞれから1人ということです。議会運営委員会には3会派から出ていただいておりますことから1人ということです。それと、会派所属議員2人の公明党、共産党の会派からは1人となりまして、そういう形で読んでいただきたいと思いますけれども。

○会長（櫻井清蔵君） ちょっと言わせてもらおうと、副議長さんが1、議会運営委員長さんが1、議会運営委員会の委員の各会派から選出された、これが3名ですな。そして、2人会派の方から1人から2で7名ということやな。伊藤委員、それでよろしいですか。

伊藤委員。

○委員（伊藤彦太郎君） どういう意味なんやろうと思ひまして。

○会長（櫻井清蔵君） なるほどね。

ほかに何か、ございますやろうか。

（「なし」の声あり）

○会長（櫻井清蔵君） なければ、このような内容で広聴広報委員会規程を制定させていただきます。その他の項へ入らせていただきたいと思います。

竹井委員、どうぞ。

○委員（竹井道男君） 私のほうから、ちょっと会長にかわりまして報告をさせていただきます。

1月のたしか推進会議の中で、議会から審議会等への議員の派遣について、我々としては派遣をしないというふうには申し上げて、市長からそれに対する見解書が出されました。それに対して、こちらのほうでまたさらなる見解書をつくって、市長のほうにお渡しをしたところまでは、たしかご報告をいたしました。

その後の経過が代表者会議でもご報告はされておりますけれども、全員おそろいですので、その後の経過について、私のほうからご報告をさせていただきます。

1月30日の代表者会議で、1月29日付で櫻井市長から、審議会等への議会の議員の派遣について回答がありました。簡単に言いますと、総合計画審議会以外は全て派遣は結構でございますと、要は派遣をしていただかなくてもよろしいですという回答が来ております。それを受けて、多分あすの議運の中で、市議会議員というふうに条例に書いてあるものは削除をされて、改正内容が出てまいります。それが3つですね。水道水源保護審議会、住居表示審議会、廃棄物減量等推進審議会、この3つについては市議会議員ということが削られてきます。ですから、派遣しなくてもいいという。あとの3つにつきましては、要綱とか、総会要綱でして、1つはもう既に総会で派遣する旨のことが、削除されておりますので、4月1日から、産建委員長の充て職でしたが、これも派遣をしないこととなっております。副議長の充て職でありました土地開発公社の監事も、これも要綱を削除ということで、全て削除になっております。

ただ、1点だけ、総合計画審議会については、ちょっとストップがかかっておりまして、26年度に総合計画をつくるかどうかの審議をします。ご承知のとおり、自治法が改正になって、総合計画の策定義務が今なくなっております。だから、つくらなくてもいいわけですね。それをつくる場合は、市の条例にうたい込む必要があると。それを、26年度中ぐらいに、まちづくり基本条例の改正に合

わせて検討するというふうになっておりますので、その段階で改めて議論をしてほしいという、当然これも派遣しないということで、今こちらは明記しておりますので、その段階でも派遣はしないということを示すというふうを考えております。

ですから、もう全て、今の段階では議会からの議員派遣については一切なくなったということだけで、あすの議案で多分上がってくると思いますので、確認をしていただきたい。多分、三重県下でも全部出さないというのはそうもない、ひょっとしたら最初ぐらいいかもしれません。そういう意味では、議会と市長との間のほうの整理も少しついたかと。

ただ1点、市長のほうからも来ておりますけれども、委員派遣をしない場合、今まで派遣した審議会とかがありますので、そこと今度、委員会とかでどんな議論していただけるのかというふうなことも来ておりますので、ですから、出さないということではなくて、出さないかわりに、そういう出していたところの内容について、議会としてどこまで整理なり議論ができるのか。今までは一切、議論をしようとしても、外郭団体なんかは受け入れてくれませんでしたけど、これで議員が出ておられますので、少し外郭団体との議論ができるような環境も若干できたかなと思います。そういう意味では、少し、議会と外郭団体との風穴があいてまいりますので、これは改めてまた違う場で、きのうの検討部会では正・副委員長会議の議論になると思いますけれども、議長主催で正・副委員長会議の中で、各関連する委員会の委員長、副委員長の方が入られて、自分のところに関係する審議会との関係の議論を、この辺をちょっと、今後議論が必要かなというふうに考えております。

これは、ちょっと検討部会から手離れたということで、あす楽しみに待っておりますけれども、多分来ると思いますので、改正すると言っていますのでね。そうすると、4月1日からは一切、審議会への派遣はゼロになるということになりますので、ご了承をお願いします。

以上で報告を終わります。

○会長（櫻井清蔵君） 今、報告をいただいたんですけれども、私から市長宛てに文書で回答してくださいということで、その文書が来ました。

これは議会基本条例及び二元代表制ということ、やはり議会として進めていきたいというのが根本でございますので、もし各委員さんの中で、各委員会に入ってみえると思いますけれども、この案件について、それぞれの常任委員会に関連したことで、この審議会を呼んで、その意見を聞きたいというようなことも開催できるような形で議会と行政との、やっぱり対等な立場で物事を決めていこうと、市民のために考えていこうというような形に整理していただきました。それは検討部会のほうで進めていただき、決めていただいたことをきょう、竹井部会長から、その旨報告させていただきました。

それでは、ほかに何かご意見がございましたら。

（発言する者なし）

○会長（櫻井清蔵君） なければ、これをもって議会改革推進会議を閉会といたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後2時03分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 2 月 19 日

会長 櫻井清蔵